

瀬戸内町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

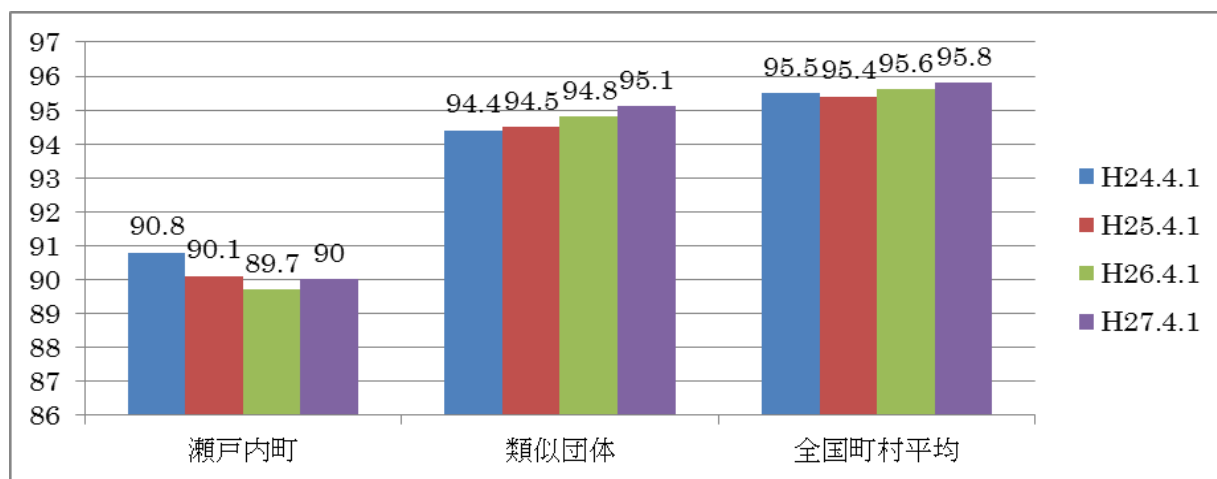
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 9,411	千円 8,899,008	千円 554,150	千円 1,541,151	% 17.31	% 15.14

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	慰・勲料	計 B		
26年度	人 180	千円 688,451	千円 91,123	千円 237,897	千円 1,017,471	千円 5,652	千円 5,562

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均3.9%引下げ。若年層については、引下げを行わない。高齢層については、最大7%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瀬戸内町	47.2 歳	319,900 円	355,080 円	348,066 円
鹿児島県	44.9 歳	332,700 円	406,376 円	366,526 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.2 歳	307,472 円	360,858 円	333,354 円

②技能労務職

該当なし

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瀬戸内町	47.6 歳	319,700 円	401,850 円	350,250 円
鹿児島県	—	—	—	—
国	43.6 歳	372,431 円	—	444,828 円
類似団体	39.8 歳	293,677 円	353,384 円	317,446 円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瀬戸内町	47.1 歳	308,800 円	316,456 円	316,456 円
鹿児島県	—	—	—	—
国	42.3 歳	332,279 円	—	381,205 円
類似団体	40.9 歳	283,993 円	307,428 円	292,691 円

⑤看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瀬戸内町	45.0 歳	298,700 円	340,670 円	337,040 円
鹿児島県	—	—	—	—
国	46.7 歳	316,503 円	—	346,447 円
類似団体	42.4 歳	298,015 円	339,900 円	309,050 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		瀬戸内町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	149,000 円	—
	中学卒	121,600 円	131,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

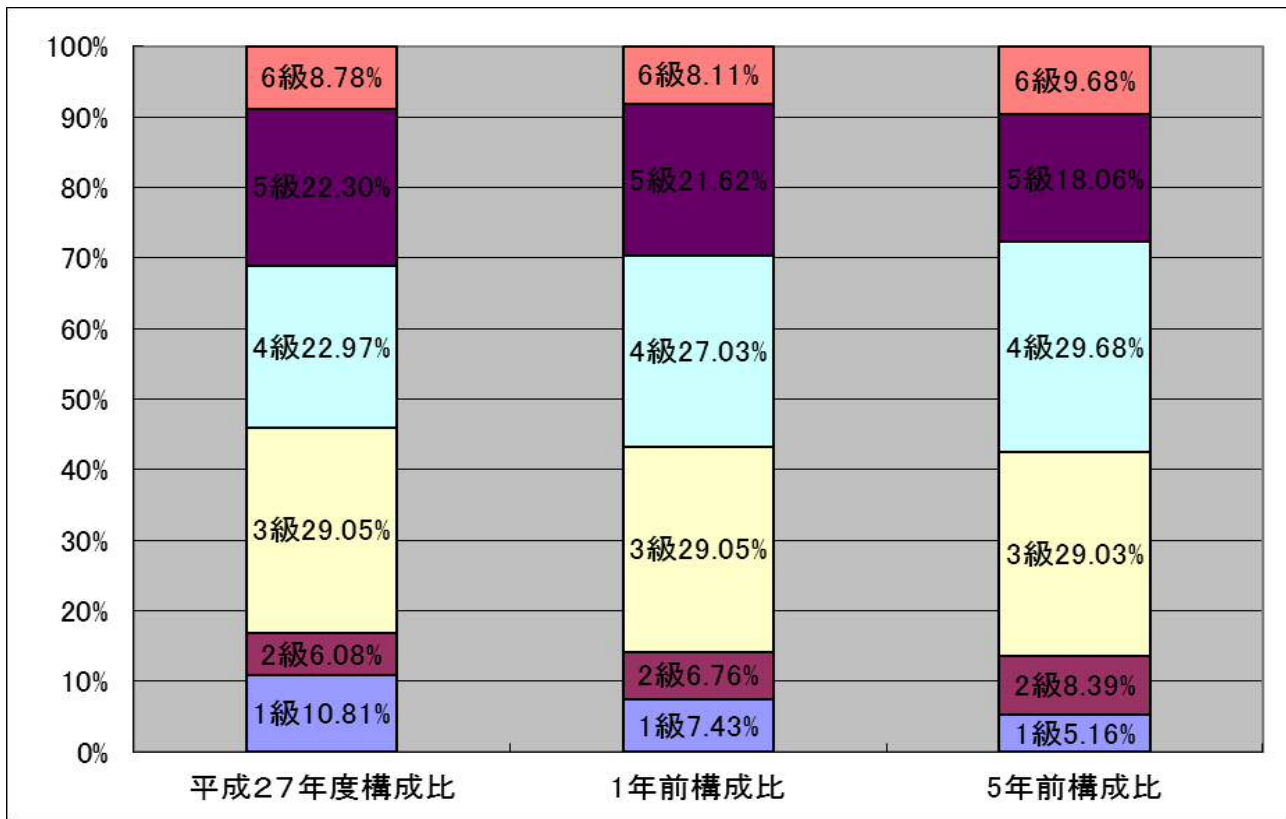
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	249,400 円	331,100 円	371,300 円	394,000 円
	高校卒	234,300 円	333,600 円	370,600 円	398,200 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	総務課長、高度の知識又は経験を必要とする課長、議会事務局長、各委員会の事務局長、参事の職務	13人	8.8%	315,800円	407,900円
5級	高度の知識又は経験を必要とする課長補佐、次長、艦長の職務	33人	22.3%	285,000円	390,700円
4級	係長、主幹の職務	34人	23.0%	258,300円	378,700円
3級	主任、主査の職務	43人	29.1%	223,900円	347,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務	9人	6.1%	187,700円	301,900円
1級	主事補、技師補の職務	16人	10.8%	137,600円	244,900円

- (注) 1 瀬戸内町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績を5段階にわけ、下記の表のとおり反映させている。

昇給区分		昇給基準	A	B	C	D	E
			極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
制度完成時 平成23年 1月 ～	特定職員		8以上	6	3	2	0
	〃 (55歳以上)		4以上	3	2	1	0
	一般職員		8以上	6	4	2	0
	〃 (55歳以上)		4以上	3	2	1	0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

瀬戸内町	鹿児島県	国
1人当たりの平均支給額 (26年度) 1,349 千円	1人当たりの平均支給額 (26年度) 1,588 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～7%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下(第84条に規定する条例第18条の第2第1項に規定する規則で定める職にある職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の111以上100分の185以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満(特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の71(特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満(特定幹部職員にあっては、100分の91未満)

(2) 退職手当 (27年4月1日現在)

瀬戸内町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	27.405 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 19,041 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）			2,821 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			83 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）			18.89 %
手当の種類（手当数）			15
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫作業	町民生活課	伝染病防疫作業に従事	日額150円
病虫害防疫作業	農林水産課	病虫害防疫作業に従事	日額200円
税徴収事務	税務課	税の徴収に関する事務に従事	月額5,000円
家畜医療	獣医師	家畜医療に従事	月額80,000円
ハブ取扱危険	生活環境係	ハブ咬傷危険ある作業に従事	一匹100円
道路維持車両運転	建設課	道路維持作業車両運転に従事	月額9,000円
衛生センター勤務	衛生センター	衛生センターに勤務	月額6,000円
診療介助業務	へき地診療所	診療介助業務に従事 （検査技師）	月額6,000円
		診療介助業務に従事 （看護師・准看護師）	月額2,500円
野犬処理業務	町民生活課	野犬捕獲及びやく殺犬処理に従事	日額300円
オニヒトゲ駆除	農林水産課	オニヒトゲ駆除に従事	日額350円
保健指導業務	保健師	保健指導業務に従事	月額3,000円
指導主事	教育委員会	学校における教育に関する事務に従事	鹿児島県学校職員の 給与に関する条例及 び規則等に準ずる相 当額
医療従事医師	医師	医療に従事	月額300,000円
地籍業務	財産管理課	地籍業務に従事	月額3,000円
夜間看護業務	へき地診療所	夜間看護業務に従事	月額2,600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	20,309 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	121 千円
支給実績（25年度決算）	13,007 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	76 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・扶養（配偶者を除く）2人目まで6,500円 ・3人目以降1人につき5,000円 ・配偶者なし1人11,000円 ・特定期間の加算5,000円	同		千円 30,107	千円 167
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	同		千円 16,779	千円 93
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上あること、運賃等相当額が55,000円以下については運賃相当額（交通機関等利用）	同		千円 2,797	千円 15
管理職手当	定額月10,000円	異	課局長のみ	1,545 千円	129 千円
休日勤務手当	無			千円	円
産業教育手当	無			千円	円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市区町村長	646,000 円 (681,000 円)		(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円	
	副市町村長	526,000 円 (554,000 円)		710,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	312,000 円		365,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	268,000 円		320,000 円 / 175,000 円	
	議 員	246,000 円		300,000 円 / 155,000 円	
期末手当	市区町村長 副市町村長	(26年度支給割合) 3.10 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 3.10 月分			
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	月額給料×勤続期間×500/100		13,620 千円	任期毎
		月額給料×勤続期間×280/100		6,204 千円	任期毎
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

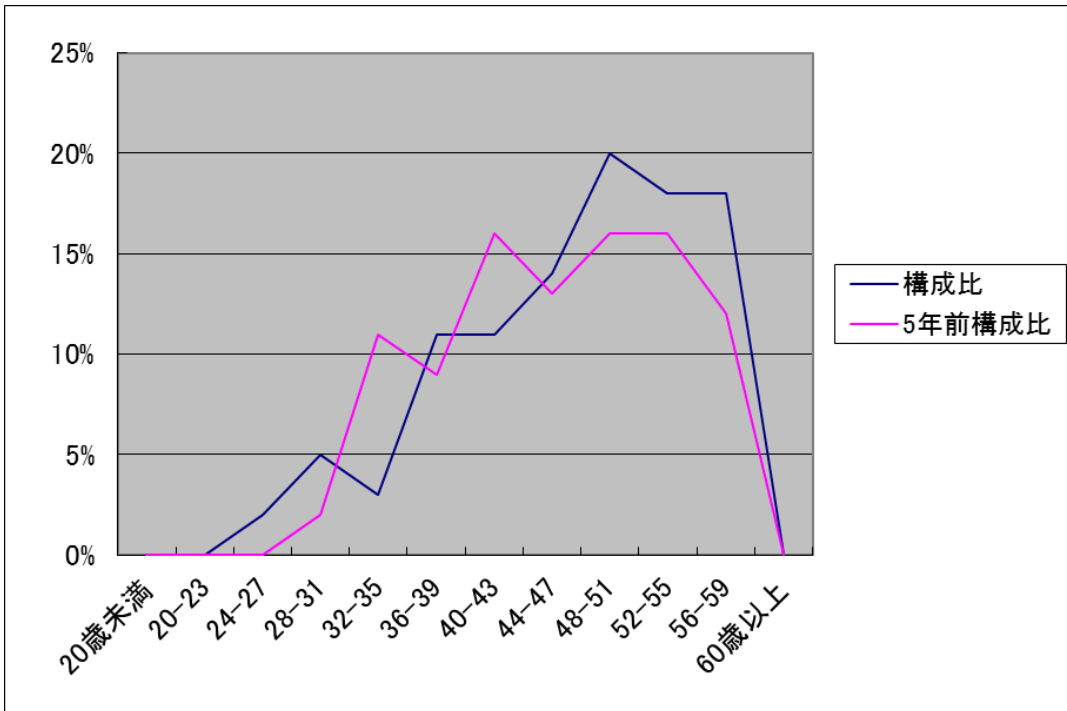
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議 会	3	3	0	自衛隊誘致に伴う業務の増, 戸籍業務の増 退職不補充 退職不補充 係統合, 欠員不補充 欠員不補充 道路改良等業務増に伴う土木技師の採用
		総 務	34	38	4	
		税 務	12	12	0	
		民 生	19	16	△3	
		衛 生	29	28	△1	
農 林 水 産		28	25	△3		
商 工		8	7	△1		
土 木		18	19	1		
	計	151	148	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 153.75 人 (前年の人口1万人当たりの職員数 102.43 人)	
	教育部門	30	28	△2	教育長の減(法令等の改廃) 文化会館設計業務の減	
	消防部門					
	小 計	181	176	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 182.83 人 (前年の人口1万人当たりの職員数 124.69 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 交 通 そ の 他		1	1		一部事務組合への派遣終了による増
			8	8		
			10	10		
			6	7	1	
	小 計	25	26	1		
合 計		206	202	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 人	
		[258]	[258]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	3人	8人	4人	16人	16人	20人	29人	26人	26人		148人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	156	153	152	150	151	148	△8(△5.1%)
教育	30	30	30	31	30	28	△2(△6.7%)
消防							(%)
普通会計	186	183	182	181	180	176	△10(△5.3%)
公営企業等会計	27	27	25	25	25	26	△1(△3.7%)
総合計	213	210	207	206	206	202	△11(△5.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	178,519	4,078	39,565	22.2	26.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 25年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	7	28,550	1,560	9,455	39,565	5,652	5,748

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.5 歳	306,228 円	342,282 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

瀬戸内町	団体平均(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,296 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,484 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~7%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

瀬戸内町				瀬戸内町（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445 月分	27.405 月分		勤続20年	20.445 月分	27.405 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)			
1人当たり平均支給額 23,532 千円				1人当たり平均支給額 19,041 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		144 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		36 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		57.1 %	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道業務	水道課	水道業務に従事	月額 3,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	365 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	61 千円
支給実績（25年度決算）	338 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	56 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者13,000円 ・ 扶養（配偶者を除く）2人目まで6,500円 ・ 3人目以降1人につき5,000円 ・ 配偶者なし1人11,000円 ・ 特定期間の加算5,000円 	同		千円 2,562	千円 427
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	同		千円 248	千円 124
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上あること、運賃等相当額が55,000円以下については運賃相当額（交通機関等利用）	同		千円 504	円 504
管理職手当	定額月10,000円	異	課長のみ	118 千円	118 円
休日勤務手当	無			千円	円
産業教育手当	無			千円	円